

# 1. 保育所、幼稚園を取り巻く今帰仁村の現状等の整理

## (1) 認定こども園整備・保育所民営化に関する検討経緯の整理

今帰仁村においては、幼稚園・保育所ともに施設の老朽化が問題となっており、施設更新にあたっての財政面の課題も見受けられた。そのため、子ども・子育て支援新制度に対応した就学前児童の今後の教育・保育のあり方について検討を行うとともに、重要な役割を担う幼稚園・保育所整備の方向性を検討するため、平成25年4月に「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」を立ち上げ、多面的な角度から教育・保育施設のあり方を検討してきた。

### ■今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会：検討の経緯

開催回数	年月日	議題・内容
第1回作業部会	平成25年4月15日	・村立幼稚園、保育所の現状 ・連携の取り方 等
第2回作業部会	平成26年3月28日	・子ども・子育て支援計画について ・村の子育て支援をめぐる現状 ・子ども・子育てに関するニーズ調査結果
第3回作業部会	平成26年6月16日	・今帰仁村において質の高い幼児教育をめざし、待機児童を因るためには
第4回作業部会	平成26年7月22日	・幼稚園の複数年保育 ・新制度に対応した今後の保育
第5回作業部会	平成26年8月29日	・今後の子育て支援のため、村としての方針を示すための協議

以下に、検討内容の概要を整理する。

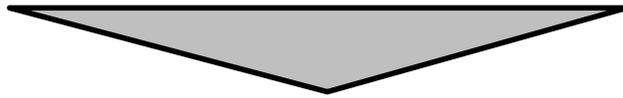
### ■今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会での検討内容（概要）

#### 【施設の状況・課題】

- 保育所
  - ・幼稚園の二ヵ年保育に伴い、保育所で4～5歳児も預かれるシステム検討の必要性（保護者ニーズへの対応）
  - ・3保育所（仲尾次・中央・仲宗根）の老朽化
  - ・待機児童の解消（待機児童は0～1歳児なので、幼稚園の二ヵ年保育では待機児童解消にならない。）
- 幼稚園
  - ・老朽化している園舎の順次更新の必要性。
  - ・小学校との併設による優位性。（沖縄県の特徴でもあり、小1プロブレムの解消にも繋がっているため、堅持したい。）
  - ・幼児教育の充実に向けて複数年保育の検討が求められている。（そのためには午後の預かり保育・給食実施が必要。）

#### 【与件整理】

- ・1保育所（今帰仁保育所）を除き、3幼稚園3保育所ともに老朽化している。
- ・現施設では、待機児童を含め、新制度（幼稚園午後の預かり、一時保育等）による児童の受入れは困難。
- ・すべての施設を公で建替える財源はない。幼稚園に関しては文部科学省の補助金があるが、保育施設には公で建設の補助金はない。民間参入により、補助金等（安心こども基金事業）を活用し施設を整備していくことは可能である。しかし、29年で事業終了となる。



#### 【より良い発達支援に向けた方向性検討】

- ・教育委員会は教育行政として文部科学省、福祉保健課は子育て支援の厚生労働省と管轄の違いはあるが、子どもたちのより良い発達（教育の充実）を支援するにはどうすればいいのかの議論が大切。
- ・財政や将来展望を見越した施策・政策の方針の必要性。
- ・中長期にわたる幼児教育の方針・計画を立てる必要性。

#### 【対応策（案）の検討】

- 幼稚園：
  - ・現3施設の1施設への統合及び複数年保育の実施
- 保育所：
  - ・現今帰仁保育所の公立運営（0～3歳児保育の実施）
  - ・公立保育所（新規1施設）の幼稚園への併設（0～3歳児保育の実施）…**幼保一元化施設の整備**
  - ・兼次方面への1施設民設民営保育所の整備（0～5歳児保育）

こうした検討を踏まえ、公立幼稚園・公立保育所の併設による幼保一元化施設の整備と、公立保育所2箇所为民営化（民設民営）の方向性が検討された。

なお、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、並行して行われていた『第3回子ども・子育て会議（H26年10月1日開催）』までは、上記の考え方を受けて「幼保一元化施設（幼保園）」という方向性で検討が進められてきたが、その後に行われた『第2回子ども・子育て会議学習会（H26年11月5日開催）』において幼保園と認定こども園の比較検討がなされている。結果、幼稚園・保育所が併設されているだけで柔軟な運用を図ることが困難な「幼保園」よりも、相互の連携による柔軟な運用が可能な「認定こども園」の整備の有効性が確認され、認定こども園の整備へと方向転換を行っている。

#### ■第2回子ども・子育て会議学習会での主な意見（概要）

- ・幼保園と認定こども園双方のメリット・デメリットを勘案した結果、認定こども園の整備を検討していくことが望ましい。最終的には子ども・子育て会議で議論を深めていく。
- ・認定こども園には幾つかのタイプがあるが、新規に整備する場合は「幼保連携型」が一番望ましい。
- ・幼小の連携が図られるよう、立地については小学校に近接させるなど配慮が必要。
- ・保幼小の連携による切れ目の無い支援を行うため、教育方針をどのように組み立てていくかなど、実務者等による検討を進めていく必要がある。

これを受け、『第4回子ども・子育て会議（H26年12月3日開催）』において、認定こども園整備の方向性が承認されており、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において、認定こども園の整備と公立保育所の民営化の方向性が位置づけられている。



## (2) 今帰仁村の保育所、幼稚園の現状整理

ここでは、今帰仁村の保育所及び幼稚園の現状を把握するため、就学前児童の保育状況をはじめ、保育所・幼稚園の立地や施設・設備等の状況を整理していくものとする。

### 1) 就学前児童の保育状況

0～5歳児の保育状況を見ると、「村立保育所」が60.3%と最も多く、次いで「村立幼稚園」18.6%、「その他(家庭保育等)」17.1%と続いている。

年齢別で見ると、0歳児では、「その他(家庭保育等)」が63.6%と最も多く、年齢が上がるにつれて、その割合は減少し、逆に、「村立保育所」の割合が増加している。5歳児では、「村立幼稚園」が99.0%を占めている。なお、本村においては、沖縄県の特殊事情により、村立幼稚園は5歳児のみの受け入れとなっており、複数年保育に対応できていない状況にある。加えて、村立保育所においても、0～4歳児にしか対応できていない状況にある。

また、認可保育所における入所児童数・待機児童数の状況を見ると、平成27年4月1日現在、入所定員数280人に対し、定員の弾力化が図られ実際の児童数は320人となり、待機児童数は0人となっている。

平成20年からの推移を見ると、入所児童数は年々増加しており、それに対応するために平成22年、24年に入所定員数の増員を行っている。

#### ■ 就学前児童の保育状況（平成27年4月1日現在）

	乳幼児数	村立保育所 (4箇所)	認可外保育施設 (1箇所)	村立幼稚園 (3箇所)	村外の保育所等	その他 (家庭保育等)
0歳児	77 100.0%	28 36.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 63.6%
1歳児	89 100.0%	74 83.1%	2 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 14.6%
2歳児	84 100.0%	67 79.8%	6 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	11 13.1%
3歳児	94 100.0%	78 83.0%	5 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	11 11.7%
4歳児	87 100.0%	73 83.9%	8 9.2%	0 0.0%	0 0.0%	6 6.9%
5歳児	100 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	99 99.0%	0 0.0%	1 1.0%
0～5歳児 の合計	531 100.0%	320 60.3%	21 4.0%	99 18.6%	0 0.0%	91 17.1%

資料：今帰仁村福祉保健課

#### ■ 入所児童数・待機児童数の推移

	入所定員数	入所児童数	待機児童数	待機率
H20	240	255	4	1.6%
H21	240	261	17	6.5%
H22	270	281	18	6.4%
H23	270	282	7	2.5%
H24	280	295	2	0.7%
H25	280	300	4	1.3%
H26	280	305	7	2.3%
H27	280	320	0	0.0%

資料：今帰仁村福祉保健課

## 2) 保育等施設の立地状況

平成 27 年 4 月 1 日現在、本村には認可保育所が 4 施設（村立）、認可外保育施設が 1 施設立地している。幼稚園については、村立が 3 施設立地している。

### ■ 保育所（園）一覧（平成 27 年 4 月 1 日現在）

保育所（園）名		定員数	在籍者数	所在地	入所年齢
認可 保育所	仲尾次保育所	60	69	今帰仁村字仲尾次 684	0～4 歳
	中央保育所	60	71	今帰仁村字平敷 295	0～4 歳
	今帰仁保育所	90	104	今帰仁村字天底 91	0～4 歳
	仲宗根保育所	70	76	今帰仁村字仲宗根 440-1	0～4 歳
認可外 保育施設	北山保育園	40	21	今帰仁村字仲尾次 334	1～4 歳

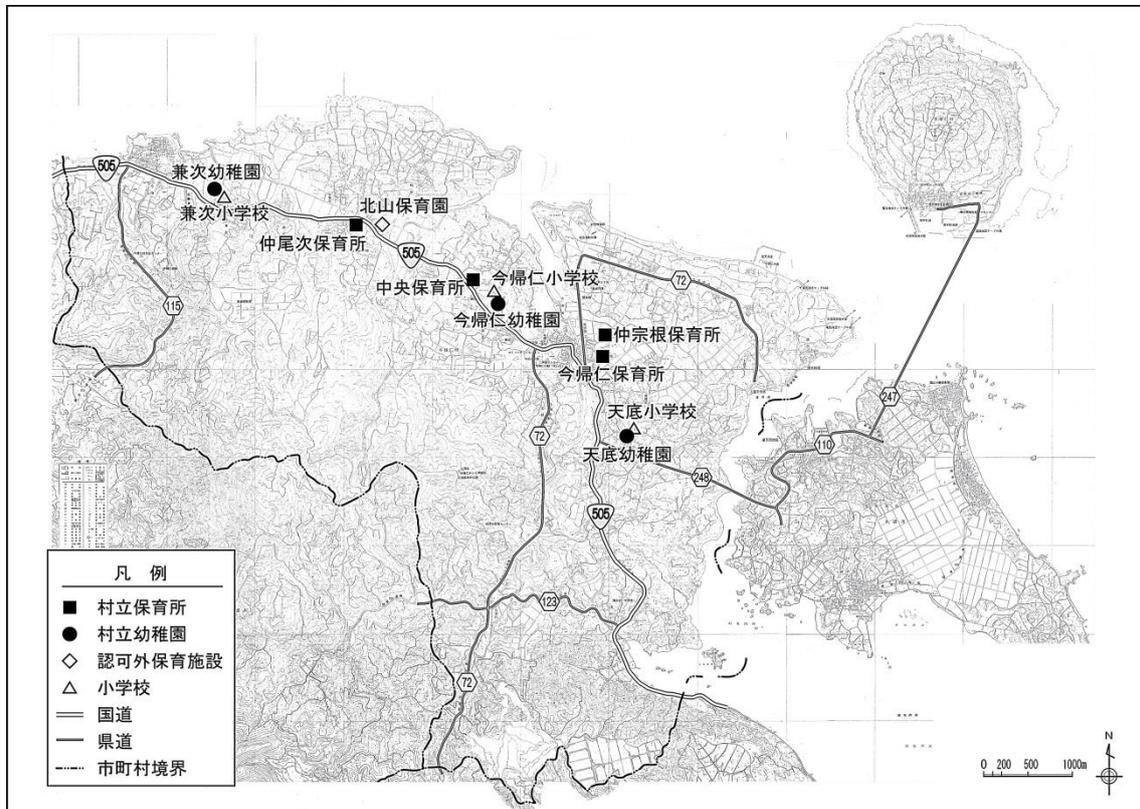
資料：今帰仁村福祉保健課

### ■ 幼稚園一覧（平成 27 年 4 月 1 日現在）

幼稚園名	在籍者数	所在地	入所年齢
兼次幼稚園	25	今帰仁村字今泊 3933	5 歳
今帰仁幼稚園	51	今帰仁村字越地 207	5 歳
天底幼稚園	23	今帰仁村字天底 420	5 歳

資料：今帰仁村教育委員会

### ■ 保育所（園）・幼稚園等位置図



### 3) 村立保育所・村立幼稚園の現状

#### ① 村立保育所・村立幼稚園の施設・設備の現状

村立保育所は今帰仁保育所を除き昭和 40～50 年代に建築されたもので老朽化がみられる。敷地面積は、仲尾次保育所および中央保育所で 1,100～1,200 m<sup>2</sup>、今帰仁保育所および仲宗根保育所で 2,400～2,500 m<sup>2</sup>程度となっている。延べ床面積は、仲尾次保育所が約 300 m<sup>2</sup>と小さく、中央保育所および仲宗根保育所は 380 m<sup>2</sup>程度となっている。一方、近年整備され、子育て支援センターを併設する今帰仁保育所は約 800 m<sup>2</sup>と規模が大きくなっている。

村立幼稚園については、いずれも昭和 50 年代に建築されたもので老朽化がみられる。敷地規模は 1,000～1,600 m<sup>2</sup>程度、延べ床面積は 200～350 m<sup>2</sup>程度となっている。

#### ■ 村立保育所・幼稚園の施設概要

保育所・幼稚園名		建築年(竣工)	敷地面積	延べ床面積
保育所	仲尾次保育所	昭和 47 年 6 月	1,209.6 m <sup>2</sup>	299.8 m <sup>2</sup>
	中央保育所	昭和 50 年 6 月	1,134.2 m <sup>2</sup>	376.5 m <sup>2</sup>
	今帰仁保育所	平成 22 年 4 月※開所年月	2,410.0 m <sup>2</sup>	807.1 m <sup>2</sup>
	仲宗根保育所	昭和 55 年 3 月	2,454.0 m <sup>2</sup>	380.0 m <sup>2</sup>
幼稚園	兼次幼稚園	昭和 51 年 11 月	1,319 m <sup>2</sup>	219 m <sup>2</sup>
	今帰仁幼稚園	昭和 55 年 3 月	1,545 m <sup>2</sup>	336 m <sup>2</sup>
	天底幼稚園	昭和 52 年 1 月	1,094 m <sup>2</sup>	219 m <sup>2</sup>

資料：今帰仁村福祉保健課、今帰仁村教育委員会

#### ■ 村立保育園施設・設備の状況

保育所名	仲尾次保育所	建築年	昭和 47 年 6 月
敷地面積	1,209.62 m <sup>2</sup>	延床面積	299.82 m <sup>2</sup>
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0 歳児室 9.9 m<sup>2</sup></li> <li>・ 0・1 歳児室 24.4 m<sup>2</sup></li> <li>・ 1・2 歳児室 26.3 m<sup>2</sup></li> <li>・ 2・3 歳児室 36.0 m<sup>2</sup></li> <li>・ 4 歳児室 51.7 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理室 21.8 m<sup>2</sup></li> <li>・ 事務室 24.4 m<sup>2</sup></li> <li>・ 屋外遊戯場 299.2 m<sup>2</sup></li> <li>・ その他：医務室、倉庫 等</li> </ul>	

#### 見取図等

▲ 玄関

▲ 屋外遊戯場

▲ 0歳児室

▲ 4歳児室

保育所名	中央保育所	建築年	昭和50年6月
敷地面積	1,134.12 m <sup>2</sup>	延床面積	376.47 m <sup>2</sup>
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児室・ほふく室 27.0 m<sup>2</sup></li> <li>・1歳児室 33.9 m<sup>2</sup></li> <li>・1・2歳児室 40.0 m<sup>2</sup></li> <li>・2・3歳児室 48.7 m<sup>2</sup></li> <li>・3・4歳児室 47.5 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房 29.2 m<sup>2</sup></li> <li>・医務室 9.7 m<sup>2</sup></li> <li>・事務室 34.0 m<sup>2</sup></li> <li>・屋外遊戯場 325.7 m<sup>2</sup></li> <li>・その他：倉庫等</li> </ul>	

見取図等

▲ 玄関

▲ 屋外遊戯場

▲ 1歳児室

▲ 保育室

保育所名	今帰仁保育所	建築年	平成22年4月 ※開所年月
敷地面積	2,410 m <sup>2</sup>	延床面積	807.1 m <sup>2</sup> (内保育所面積 705.3 m <sup>2</sup> )
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほふく室 16.6 m<sup>2</sup></li> <li>・0歳児室 33.9 m<sup>2</sup></li> <li>・1歳児室①・② 44.3 m<sup>2</sup>×2</li> <li>・2歳児室①・② 33.4 m<sup>2</sup>×2</li> <li>・3歳児室 53.3 m<sup>2</sup></li> <li>・4歳児室 66.5 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室 33.8 m<sup>2</sup></li> <li>・医務室 5.4 m<sup>2</sup></li> <li>・事務室 31.8 m<sup>2</sup></li> <li>・多目的ホール・屋外プレイコート 144.0 m<sup>2</sup></li> <li>・屋外園庭 720.0 m<sup>2</sup></li> <li>・その他：調乳室、沐浴室、更衣室、収納庫等</li> </ul>	

見取図等

▲ 建物外観

▲ 屋外プレイコート

▲ 2歳児室

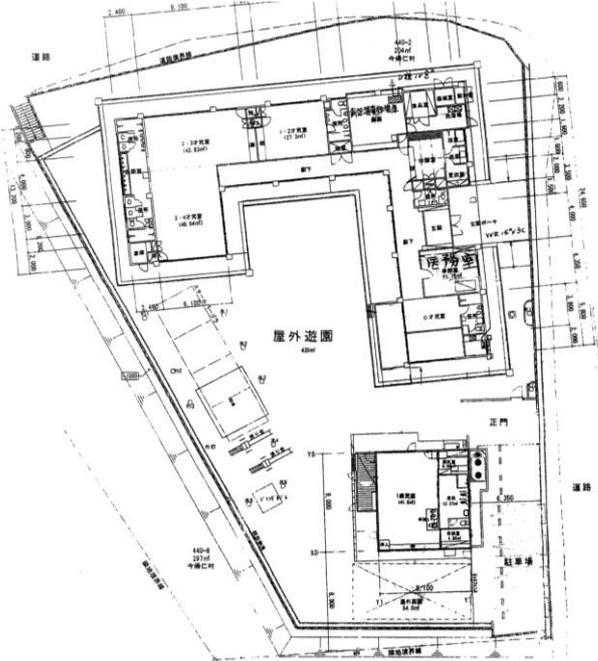
▲ 3歳児室

▲ 多目的ホール

▲ 子育て支援センター入口

保育所名	仲宗根保育所	建築年	昭和55年3月
敷地面積	2,454.0 m <sup>2</sup>	延床面積	380.0 m <sup>2</sup>
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建 (別棟：プレハブ・平屋建)		
主な設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳児室 41.5 m<sup>2</sup></li> <li>・1・2歳児室 27.3 m<sup>2</sup></li> <li>・2・3歳児室 43.5 m<sup>2</sup></li> <li>・3・4歳児室 48.6 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務室・事務室 21.8 m<sup>2</sup></li> <li>・屋外園庭 420.0 m<sup>2</sup></li> <li>・その他：調乳室、厨房、食品室、倉庫等</li> </ul>	

見取図等





▲ 建物外観



▲ 別棟(1歳児室)概観



▲ 0歳児室



▲ 3・4歳児室



▲ 1歳児室(別棟)



▲ 屋外園庭

■ 村立幼稚園の設備の状況

保育所名	兼次幼稚園	建築年	昭和51年11月
敷地面積	1,319 m <sup>2</sup>	延床面積	219 m <sup>2</sup>
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室① 64.0 m<sup>2</sup></li> <li>・保育室② 64.0 m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室 30.0 m<sup>2</sup></li> <li>・その他：備品庫等</li> </ul>	

見取図等





▲ 建物外観



▲ 園庭



▲ 保育室



▲ 園庭

保育所名	今帰仁幼稚園	建築年	昭和55年3月
敷地面積	1,545 m <sup>2</sup>	延床面積	336 m <sup>2</sup>
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・保育室① ・保育室②	64.0 m <sup>2</sup> 64.0 m <sup>2</sup>	・遊戯室 104.0 m <sup>2</sup> ・その他：事務室、保健室、備品庫 等
見取図等			
			
  			
<p>▲ 建物外観                      ▲ 保育室                      ▲ 遊戯室</p>			

保育所名	天底幼稚園	建築年	昭和52年1月
敷地面積	1,094 m <sup>2</sup>	延床面積	219 m <sup>2</sup>
構造・階数	鉄筋コンクリート造・平屋建		
主な設備等	・保育室① ・保育室②	64.0 m <sup>2</sup> 64.0 m <sup>2</sup>	・事務室 30.0 m <sup>2</sup> ・その他：備品庫 等
見取図等			
			
 			
<p>▲ 建物外観                      ▲ 園庭</p>			
 			
<p>▲ 保育室                      ▲ 保育室</p>			

## ② 職員等の配置状況

職員の配置状況は下表のとおりで、村立保育所では職員計 79 人中正職員は計 22 人で 3 割弱 (27.8%) となっている。一方、村立幼稚園では職員計 11 人中正職員は計 4 人 (兼務を除く) となっている。

村立保育所においては、臨時職員と嘱託職員の合計が 51 名であり、正職員の 2 倍以上を占めている。正職員が極端に少ないことから、将来にわたって保育サービスの質を担保していくことが危惧される状況といえる。また、村立幼稚園についても、全 3 園に対して正職員が 4 名と少なく、シフトを組むことや病休時のフォローが困難な状況も見受けられる。

### ■ 村立保育所職員の配置状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

		所長	主任 保育士	保育士	嘱託医	調理員	栄養士	事務職員	その他	計	備考
仲尾次 保育所	正職員	1	1	2		1				5	
	臨時									0	
	嘱託			8	1	1	1			11	
	パート			1						1	
	計	1	1	11	1	2	1	0	0	17	
中央 保育所	正職員	1	1	3(1)						5(1)	保育士(1)は産休
	臨時					2				2	
	嘱託			8	1		1			10	
	パート			2						2	
	計	1	1	13(1)	1	2	1	0	0	19(1)	
今帰仁 保育所	正職員	1	1	4		1				7	
	臨時									0	
	嘱託			11	1	1	1			14	
	パート			1		1				2	
	計	1	1	16	1	3	1	0	0	23	
仲宗根 保育所	正職員	1	1	3(2)						5(2)	保育士(2)は産休
	臨時			1						1	
	嘱託			9	1	2	1			13	
	パート			1						1	
	計	1	1	14(2)	1	2	1	0	0	20(2)	
合 計	正職員	4	4	12(3)	0	2	0	0	0	22(3)	
	臨時	0	0	1	0	2	0	0	0	3	
	嘱託	0	0	36	4	4	4	0	0	48	
	パート	0	0	5	0	1	0	0	0	6	
	計	4	4	54(3)	4	9	4	0	0	79(3)	

※嘱託医、栄養士は非常勤である。

資料：今帰仁村福祉保健課

### ■ 村立幼稚園職員の配置状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

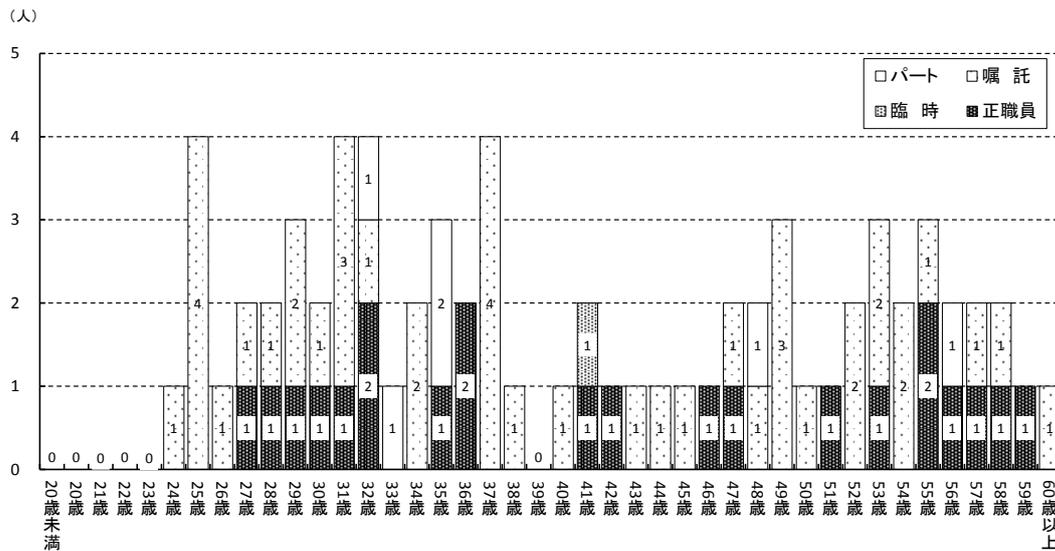
		園長	教頭・ 副園長	主任教諭	教諭等	養護 教諭等	事務職員	学校医	学校 歯科医	学校 薬剤師	その他	計	備考
兼次 幼稚園	正職員	1	1		1							3	・園長は各小 学校長が兼務 ・副園長は各 小学校教頭が 兼務 ・預かり1名は 主任3園ロー テーション対応 ・年休代替1名 は3園の教諭 の年休・研修 等の代替要員
	臨時										1	1	
	嘱託											0	
	賞金										1	1	
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	5	
今帰仁 幼稚園	正職員	1	1	1	1							4	
	臨時				1							1	
	嘱託											0	
	賞金										3	3	
	計	1	1	1	2	0	0	0	0	0	3	8	
天底 幼稚園	正職員	1	1		1							3	
	臨時											0	
	嘱託											0	
	賞金										1	1	
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4	
合 計	正職員	3	3	1	3	0	0	0	0	0	0	10	
	臨時	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	
	嘱託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	賞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	
	計	3	3	1	4	0	0	0	0	0	6	17	

資料：今帰仁村教育委員会

職員（非常勤を除く。）の年齢構成をみると、村立保育所・幼稚園ともに3割程度（保育所28.2%、幼稚園30.0%）が50歳以上で、とりわけ正職員は保育所で4割弱（36.4%）、幼稚園では5割（50.0%）が50歳以上となっている。

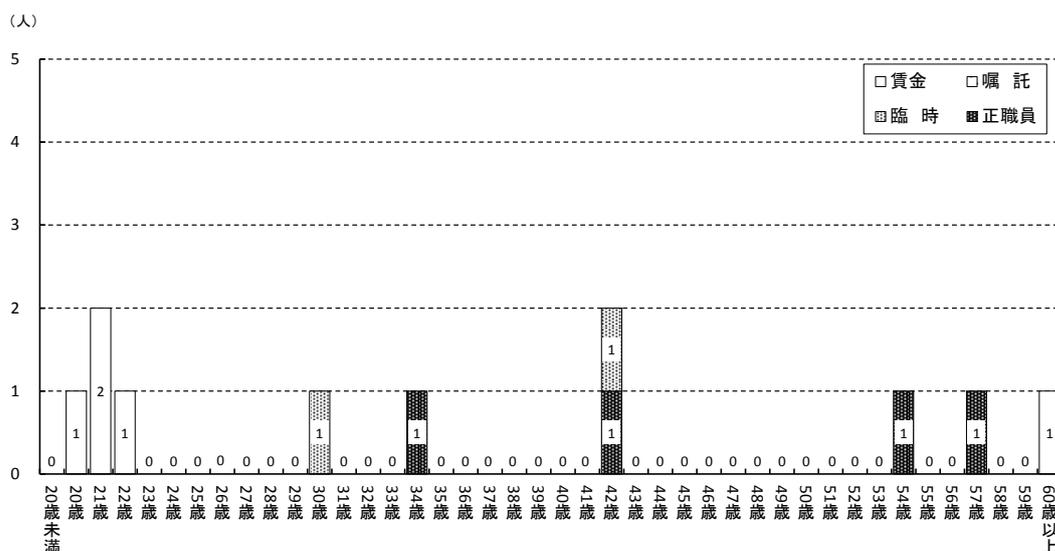
なお、村立保育所においては、今後ベテラン保育士の定年退職が続くこととなり、新規で計画的に保育士を採用していくとしても相対的に若い職員が多くを占めることとなる。そのため、年齢層がアンバランスなものとなることが危惧される。

■ 村立保育所職員の年齢構成（平成27年4月1日現在）



資料：今帰仁村福祉保健課

■ 村立幼稚園職員の年齢構成（平成27年4月1日現在）



資料：今帰仁村教育委員会

### ③ 保育サービス等の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在の村立保育所における保育サービスの状況をみると、通常保育以外に 4 施設で障がい児保育が実施されており、今帰仁保育所では子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）が実施されている。

#### ■ 村立保育所の主な保育サービスの実施状況

保育所名		開所時間		延長保育		その他保育実施状況※			
		開始	終了	月～金	土	障がい児保育	一時保育	休日	子育て支援事業
村立 保育所	仲尾次保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	—
	中央保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	—
	今帰仁保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	○
	仲宗根保育所	7:30	18:30	未実施	未実施	○	—	—	—

※各保育所ともに土曜日の開所時間は 7:30～13:30、保護者の就労等により 17:30 まで

資料：今帰仁村福祉保健課

※その他の保育実施状況

「障がい児保育」……障がい児保育事業（障がい児の受け入れ）

「一時保育」……一時預かり事業（未実施）

「子育て支援事業」……子育て支援拠点事業

また、平成 27 年度からは村立幼稚園での預かり保育が実施されており、その実施状況は以下の通りである。

#### ■ 村立幼稚園における預かり保育の実施状況

幼稚園名	※1 実施日	預かり保育時間		利用児童数		利用 料金	給食
		月～金	土	月～金	土		
兼次幼稚園	月～土	12:00～	8:00～	21 人	11 人	一律 5,000 円	預かりを利用している児童は給食費（4月 3,300 円、5月以降 3,000 円）あり
今帰仁幼稚園		18:30	17:30	47 人	20 人		
天底幼稚園		(各園において預かり)	(今帰仁幼稚園において預かり、弁当持参)	22 人	12 人		

※1：土曜日は今帰仁幼稚園で実施。ただし、長期休業中については各園で実施。

資料：今帰仁村教育委員会

※2：利用年齢に関しては、今帰仁村では幼稚園は 5 歳児からとなっている。

#### ④ 運営の状況

村立保育所の歳入については、保育料が 43,777 千円、県負担金・補助金（子育て支援事業分）が 2,500 千円で、一般財源からは 230,240 千円となっている。

なお、通常保育経費については、平成 16 年度より公立保育所への国・県負担金が廃止（一般財源化）されていることから、保育料以外は基本的に一般財源で賄っている状況にある。これは、公立保育所運営においては一般財源の持ち出しによる補填が大きいことを示しており、財政状況が逼迫する中において、かつての国庫負担金に相当するだけの予算を配分することが難しいことを意味している。そうした潮流も踏まえると、将来にわたって村立保育所運営に十分な予算を担保していくことが困難な状況にあると言える。

#### ■ 村立保育所の歳入・歳出の状況（平成 26 年度）

【歳入】

（単位：千円）

	決算額	内訳				一般財源
		保育料等	国負担金・補助金	県負担金・補助金	その他	
仲尾次保育所	58,441	8,232				50,209
中央保育所	62,228	9,539				52,689
今婦仁保育所	84,962	14,973		2,500		67,489
仲宗根保育所	70,886	11,033				59,853
計	276,517	43,777	0	2,500	0	230,240

【歳出】

（単位：千円）

	決算額	内訳							
		人件費					管理費	生活費	その他
		正職員	臨時	賃金(代替)	嘱託医等	パート			
仲尾次保育所	58,441	31,746	16,465	1,944	554	1,241	1,703	4,503	285
中央保育所	62,228	27,775	24,698	1,559	554	902	1,592	4,797	351
今婦仁保育所	84,962	41,003	26,527	4,228	554	2,527	2,716	6,807	600
仲宗根保育所	70,886	31,740	26,283	3,067	554	773	2,698	5,311	460
計	276,517	132,264	93,973	10,798	2,216	5,443	8,709	21,418	1,696

資料：今婦仁村福祉保健課

村立幼稚園については、保育料等が 3,644 千円、入園料等が 435 千円、県補助金が 138 千円で、一般財源からは 27,183 千円となっている。

■ 村立幼稚園の歳入・歳出の状況（平成 26 年度）

【歳入】

（単位：千円）

	決算額	内訳					一般財源
		入園料等	授業料等	国補助金	県補助金	その他	
兼次幼稚園	31,400	125	1,100				27,183
今帰仁幼稚園		150	1,280		138		
天底幼稚園		160	1,264				
計	31,400	435	3,644	0	138	0	27,183

【歳出】

（単位：千円）

	決算額	内訳					
		人件費				管理運営費	その他
		正職員	臨時	嘱託医等	パート		
兼次幼稚園	31,400						
今帰仁幼稚園		25,336	2,362	456		2,205	1,041
天底幼稚園							
計	31,400	25,336	2,362	456	0	2,205	1,041

資料：今帰仁村教育委員会

運営に関する経費についてみると、村立保育所は 4 園計 276,517 千円、村立幼稚園は 3 園計 31,400 千円となっており、その中で人件費が保育所、幼稚園ともに 9 割弱（保育所 88.5%、幼稚園 89.7%）を占めている。

### (3) 上位・関連計画の整理

#### 1) 県の計画

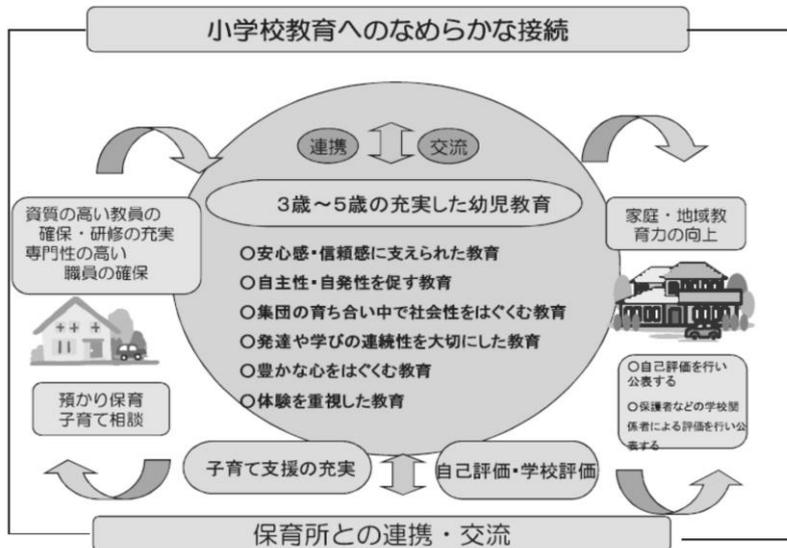
##### ① 沖縄県幼児教育振興アクションプログラム：平成22年3月

###### ◎ 目指す幼児像

- 豊かな自然と色、暖かな気候の中で、エネルギー一杯に伸び伸びと体を使い遊べる子
- 世代間、地域、家庭、園生活等で多様な人々と自らかかわる「人」が大好きな子
- 好奇心・探究心に溢れ、知恵を働かせて環境にかかわるジブンナーな子
- 国境を超え、環境を越え、様々な人を受入れられるしなやかな心の子
- 自分を大切にし、人を大切にし、自然を大切にする思いやりのある子

###### ◎ 目指す幼児教育

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期である。幼児は、家族や身近な大人との信頼関係を基盤にし、遊びを中心とした生活を通して、一人一人が持っている個性や可能性を伸ばしていく。その際、人格形成の基礎となる豊かな心情や物事に自ら関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等生きる力の基礎を培うことが大切である。そして、幼児教育で培った生きる力の基礎は、小学校以降の学習や生活の基盤となりその後の子どもの育ちを支える。



###### ◎ 保育所・幼稚園・小学校との連携教育の促進

目標	連携教育の充実を図るため、関係者の相互理解や子ども理解に努め、子どもの豊かな経験につながる意図的・計画的連携を推進する。
県の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合同研修会を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同研修会の支援</li> </ul> </li> <li>○ 相互理解を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、幼稚園（公立・私立）、小学校など</li> </ul> </li> </ul>
設置者 (市町村・私学) 幼稚園の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園運営、保育内容、保育方法の改善・充実に関する合同研究会を実施する。</li> <li>○ 園全体の支援協力体制をつくる。</li> <li>○ 特別支援学校、専門機関等との連携、交流を推進する。</li> <li>○ 各市町村における私立幼稚園等の窓口を明確にする。</li> </ul>

② 「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の検証 「沖縄県幼児教育の方向性」：平成 25 年 2 月 27 日

◎ 沖縄型幼児教育のポイント

1. 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続
2. 保育所・幼稚園の連携を活かした質の高い保育・幼児教育の保障

◎ 沖縄県幼児教育の方向性  
(今後の取り組み)

1. 連携の在り方について
  - ① 各小学校区で保幼小協議会等を設置する。
  - ② 県及び市町村は、連携コーディネーターの配置などにより、幼児同士、幼児・児童の交流及び教師・保育士等の合同研修会を開催する等、保幼小連携体制の構築を支援する。
  - ③ 県は、行政間連携のモデルを示すと共に、市町村における首町部局と教育委員会の連携体制の構築や保育士、幼稚園教諭及び小学校教諭の人事交流の実施を促進する。
2. 教員・保育士の資質の向上について
  - ① 県立総合教育センターで実施されている講座等を活用し、研修の充実を図る。
  - ② 県及び市町村において、関係機関で連携を図り、合同研修会を開催する。また、保育所・幼稚園合同研修会において、0歳～5歳までの教材及び指導方法の共有を図る。
  - ③ 大学との連携を図りながら県及び市町村で指定研究を実施し、研究の成果を広く周知・共有し、保育の質の向上を図る。
  - ④ 特別な支援を要する幼児において、保育士・幼稚園教諭が共に学び合い発達の連続性を踏まえた指導の充実を図る。
3. 教員・保育士の配置の在り方
  - ① 県は市町村教育長協会等において、地方交付税で措置されている予算の幼児教育への活用を促進し、本務教員及び保育士の計画的な採用を促進する。
  - ② 臨時的任用の教員・保育士の確保が難しい点については、給与の低さなどが理由と考えられ、待遇面における改善が必要である。県は、幼児教育の重要性を鑑み、市町村に対して、専門職としての給与等の待遇改善を強く促進する必要がある。
4. 複数年保育の在り方について
 

県は市町村に対して、幼児教育の充実及び待機児童解消の視点から、3年保育の充実を促進していく必要がある。
5. 子育て支援の充実
  - ① 県は、市町村と連携し、子育て支援の充実を図るため、認可外保育施設の認可化を引き続き促進する。
  - ② 県は、市町村に対し地域の実態に応じた公立幼稚園における預かり保育の充実と拡充及び子育て支援センターの増設を市町村に対して促進していく。
6. 行政窓口の在り方
 

県の保育所・幼稚園の窓口を一本化し、子どもに関する業務の充実を図る。また、市町村に対し、保育所・幼稚園の窓口の一本化を促進していく。

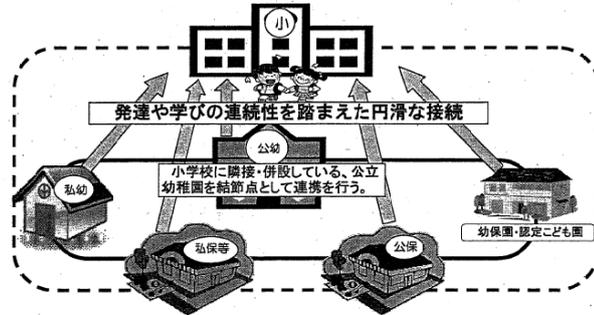
□ 沖縄型幼児教育イメージ図

<連携1> 5歳児

小学校と公・私立幼稚園、公・私保育所等、幼保園、認定こども園の連携

- 幼児が小学校を訪問し、授業や行事等で交流を行う。
- 教師間で合同研修会や情報交換会を開催し、子どもについて共通理解を図る。

- 円滑な接続による小1プロブレムの解消
- 学習を支える力の育成



<連携2> 0歳～5歳児

公・私立幼稚園、公・私保育所等、幼保園、認定こども園の連携

- 教師間で合同研修会や情報交換会を開催
- 発達段階に応じた指導内容や役割の共通確認

- 保育所・幼稚園の連携を活かした質の高い幼児教育・保育の保障



### ③ 沖縄県待機児童対策行動指針：平成 25 年 8 月

#### ◎ 施策推進の基本

- ① 各市町村が、地域の特性を踏まえ、独自の調査や分析に基づく計画を策定すること。
- ② 保育所創設には、関係機関等との調整や建設に時間を要することや財政負担が生じることも考慮し、現実的な対応が可能な施策を検討すること。
- ③ 将来、保育サービスの供給過剰といったミスマッチが生じないような施策を検討すること。

#### ◎ 具体施策

##### (1) 保育所創設等による定員増

安心こども基金事業や待機児童対策特別事業を活用した保育所整備等に取り組み、保育所の定員増を図る。併せて、地域の実情を踏まえ、保育所整備の規模、形態及び多様な主体による保育の提供を図っていく。

- ① 安心こども基金を活用した保育所の創設及び増改築等
- ② 認可外保育施設の認可化による創設
- ③ 既存法人による複数の認可保育所の設置
- ④ 既存法人による認可保育所の分園の設置
- ⑤ 小規模保育の実施
- ⑥ 保育所定員枠の弾力的運用
- ⑦ 多様な主体による保育の提供

認可保育所は、社会福法人のほか学校法人等が運営できるとされていることから、子ども・子育て支援新制度の開始に向け、多様な主体による保育所の運営又は認定こども園の設置を検討する。

##### (2) 保育所以外の施設の活用及び制度の充実による保育の提供

従来の施設整備等による定員増の施策に加え、対象年齢に応じた保育制度及び質の高い認可外保育施設の積極的活用、又は、幼稚園における預かり保育の充実を図っていく。

##### ① 公立幼稚園の活用

- 「預かり保育」及び「複数年保育」の充実拡大
- 認定こども園への移行

幼稚園における長時間保育のニーズに応えるため、例えば近隣の認可外保育施設と連携し、幼稚園型又は幼保連携型の認定こども園に移行することを検討する必要がある。

- ② 私立幼稚園の活用
- ③ 認可外保育施設の積極的活用
  - 事業所内保育施設の設置促進
  - 認定こども園への移行等
- ④ 家庭的保育事業の推進
- ⑤ 広域入所の実施促進

④ 黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）：平成 27 年 3 月

◎ 沖縄県における子ども・子育て支援の基本的な視点

- (1) 「子どもの最善の利益」の尊重
- (2) 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援
- (3) 市町村との協働による乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- (4) 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上
- (5) 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族に対する適切な支援と措置
- (6) 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

◎ 施策の展開

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 乳幼児期の教育・保育の質の向上

ウ 認定こども園に係る移行支援

認定こども園については、市町村と連携しながら、制度の周知を図ることとし、利用希望者数を踏まえた施設の認可・認定を行います。

(2) 連携体制の構築

ア 教育・保育施設及び地域型保育事業所との連携の推進 【今後の取組】

「沖縄型幼児教育」の構想で提唱された良さを活かし、公立幼稚園が結節点となり様々な教育・保育施設及び地域型保育事業者間の連携を図ることで、子ども達の発達の連続性が保障できるような取組を推進していきます。

そのために、教育委員会・首長部局も緊密に連携を図りながら、子ども一人一人の育ちをつなぐ連携のあり方や、発達段階に応じた教育・保育内容の工夫に関する情報交換、幼児同士の交流など、様々な教育・保育施設及び地域型保育事業者が連携し、質の向上を図るため、市町村の現状を踏まえた上で取り組みを支援していきます。

イ 保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携の推進 【今後の取組】

質の高い教育・保育を総合的に提供するために、教育委員会・首長部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想を推進し、図6のように、公立幼稚園を結節点とした保育所・幼稚園及び認定こども園と小学校との連携を推進していきます。

「沖縄型幼児教育」の構想を推進し、スタートカリキュラム・アプローチカリキュラム等を含めた保幼小連携体制を構築することで、より質の高い乳幼児期の教育・保育が保障されることとなります。

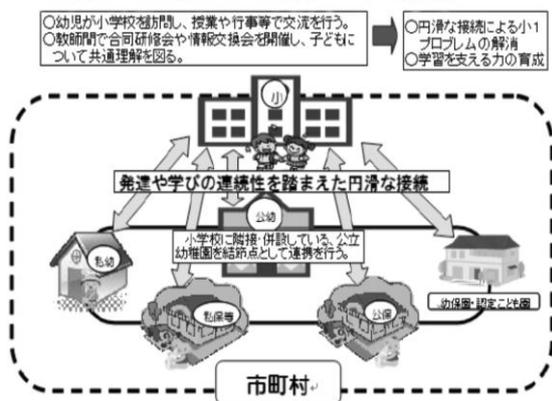
今後、黄金っ子（0～8歳）の教育・保育が充実すれば「生活していく力、人と関わる力、学びの芽」等の生涯にわたる人格形成の

基礎、学びの基礎力が培われ、本県の豊かな人材育成にも繋がります。そのためにも、公立幼稚園・小学校・市立幼稚園・保育所等を所管する行政間においては連携を強化することが重要です。

このため市町村へ、各小学校区での保幼小連絡協議会等の設置を促し、連携コーディネーターの配置等による、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教師等の合同研修会の開催等、保幼小連携体制の構築を支援していきます。

また、市町村における首長部局と教育委員会の連携体制の構築や、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭並びに小学校教諭の交流等の取組を促進します。

図6 小学校と公・私立幼稚園、公私保育所、認定こども園等の連携（5歳児）



## 2) 今帰仁村の計画

### ① 今帰仁村第四次総合計画 前期基本計画：平成 24 年 3 月

- ◎ 将来人口 10,000 人 (2021(平成 33)年度)
- ◎ 前期基本計画の期間 平成 24 年度～平成 28 年度
- ◎ 将来像 ムラ・人・農が織りなすゆがふむら 今帰仁
- ◎ むらづくりの基本姿勢
  - 自然環境との共存 ～やんばる型土地利用の原則を守る～
  - 農業を中心とした産業振興 ～積み上げ方式の産業振興～
  - むらづくりを支える地域コミュニティの強化 ～誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり～
- ◎ 部門別構想 ～将来像実現に向けて～

#### 第 6 章 つながる、つなげる元気むら スマイルコミュニティ今帰仁【健康・福祉・防災拡充構想】

##### 1 節 保健・医療・福祉の拡充

###### (6) 子ども・子育て支援

###### 1. 母子保健・医療の充実

###### 2. 保育の充実

- 村立保育所においては、保育時間の延長、一時預かり保育等の多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの受入体制を強化します。また、村立保育所の老朽化が進んでいることから、施設整備及び改築を行う等、快適な保育環境づくりに努めます。

###### 3. 子育て支援

###### 4. ひとり親世帯への支援

#### 第 7 章 大人も子供も学べる豊かで誇りあるむら【教育・文化振興構想】

##### 1 節 特色ある学校教育の充実

###### 1. 北山学園構想の推進

- 幼児・児童生徒の学力向上や人格形成を目的として、幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、地域型の一貫教育を推進します。その中でも、地域人材資源を十分に活用したキャリア教育に対する取り組みを重点的に進めます。

###### 2. 教育施設の整備

- 幼児及び児童・生徒が安心して快適に学べる学習環境を形成するため、老朽化の著しい施設・校舎等の改善に努めます。また、国際化や情報化に対応できる人材育成や合理的な図書管理など学力向上に資する教育施設の整備の推進を図るために、IT機器の導入や図書館のOA化等の更なる整備に努めます。

###### 3. 教育環境の向上

###### 4. 教育活動の充実

## ② 今帰仁村子ども・子育て支援事業計画：平成 27 年 3 月

◎ 計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度

◎ 目標像 ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村  
～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目差して～

◎ 基本目標 1. 地域における子育て支援の推進

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保
5. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援
6. 子育て支援推進プロジェクト

◎ 今帰仁村子ども・子育て支援施策の展開

第 1 節 地域における子育て支援の推進

基本施策 1 就学前の教育・保育の総合的な提供

(1) 教育・保育施設の充実

- 認可外保育施設の認可化促進、民設・民営化の促進、保育所（園）における 5 歳児保育の実施等を検討します。
- 幼保一体化による教育・保育の総合的な提供に向けて、幼保連携型認定こども園の平成 30 年度新設等の検討を行います。認定こども園の新設にあたっては、小学校の敷地内或いは隣接地を建設地とし、また民営化の推進も同時にそれぞれの小学校区で展開するなど保幼小の円滑な接続のための配慮に努めます。
- 村立保育所や認定こども園については、地域で 0～2 歳児の保育を行う地域型保育事業の 3 歳児以降の受け入れ施設となる等、0～2 歳児と 3～5 歳児の円滑な接続、教育・保育施設と地域型保育事業の連携による幼児期の総合的な教育・保育の提供に取り組みます。

◎教育・保育事業の量の見込みと確保方策について

① 学校教育ニーズの見込みと確保方策

- 平成 27 年度から平成 29 年度にかけては、現状の幼稚園施設での対応を図っていく。
- 更に、3～4 歳児における幼児教育の拡充及び幼児期の学校教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こども園の平成 30 年度開園を目指す。

② 保育ニーズの見込みと確保方策

- 保育所の定員枠の拡充に向け、認可外保育施設の認可化、新たな民間施設の整備促進等を進め、平成 29 年度までに待機児童ゼロを目指す。
- 更に、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こども園の平成 30 年度開園を目指す。また、民間の保育園の受け入れ等、多様な主体の民間参入を促進する。

◎ 幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性

- ① 保育の受け皿の拡充
  - ◆ 認可外保育施設の認可化促進、認可後の定員枠拡充 ◆ 民間の保育施設の参入促進
- ② 3～4歳児における幼児教育の拡充
  - ◆ 村立幼稚園における定員枠の拡充 ◆ 認定こども園における幼児教育の実施
- ③ 幼児期の教育・保育の一体的な提供
  - ◆ 認定こども園の設置推進
- ④ 保幼小の連携
  - ◆ 教育・保育提供区域（村全域）及び小学校区を考慮し、認定こども園を設置
  - ◆ 小学校区ごとに保育所（園）が立地するよう、民営保育所（園）の設置促進
  - ◆ 小学校、認定こども園、保育所（園）等関係者による連絡会議の開催

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	平成27年4月	平成28年3月末	平成28年4月	平成29年3月末	平成29年4月	平成30年3月末	平成30年4月	平成31年3月末	平成31年4月	平成32年3月末	
幼稚園	兼次幼稚園 今帰仁幼稚園 天底幼稚園 5歳児[110名]	兼次幼稚園 今帰仁幼稚園 天底幼稚園 5歳児[93名]	兼次幼稚園 今帰仁幼稚園 天底幼稚園 5歳児[96名]								
認定こども園							認定こども園 (仮称)●●●園 0～5歳[172名]	認定こども園 (仮称)●●●園 0～5歳[172名]	認定こども園 (仮称)●●●園 0～5歳[172名]	認定こども園 (仮称)●●●園 0～5歳[172名]	
保育所(園)	仲尾次保育所 0-4歳児[60名] [認可外]北山保育園 1-4歳児[35名] 中央保育所 0-4歳児[60名] 仲宗根保育所 0-4歳児[70名] 今帰仁保育所 0-4歳児[90名]	仲尾次保育所 0-4歳児[60名] [認可外]北山保育園 1-4歳児[35名] 中央保育所 0-4歳児[60名] 仲宗根保育所 0-4歳児[70名] 今帰仁保育所 0-4歳児[90名]	仲尾次保育所 0-4歳児[60名] [認可] (仮称)北山保育園 0-5歳児[76名] [民設/民営] (仮称)かねし保育園 0-5歳児[76名] 中央保育所 0-4歳児[60名] 仲宗根保育所 0-4歳児[70名] 今帰仁保育所 0-4歳児[90名]	仲尾次保育所 0-4歳児[60名] [認可] (仮称)北山保育園 0-5歳児[76名] [民設/民営] (仮称)かねし保育園 0-5歳児[76名] 中央保育所 0-4歳児[60名] 仲宗根保育所 0-4歳児[70名] 今帰仁保育所 0-4歳児[90名]	仲尾次保育所 0-4歳児[60名] [認可] (仮称)北山保育園 0-5歳児[90名] [民設/民営] (仮称)かねし保育園 0-5歳児[90名] 中央保育所 0-4歳児[60名] 仲宗根保育所 0-4歳児[70名] 今帰仁保育所 0-4歳児[90名]						
小規模保育			小規模保育 1園所 0-2歳児[12名]	小規模保育 1園所 0-2歳児[12名]	小規模保育 1園所 0-2歳児[12名]	小規模保育 1園所 0-2歳児[13名]	小規模保育 1園所 0-2歳児[13名]	小規模保育 1園所 0-2歳児[13名]	小規模保育 1園所 0-2歳児[9名]	小規模保育 1園所 0-2歳児[9名]	
事業所内		事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	事業所内保育 1園所 0-2歳児[9名]	
備考				※北山保育園は認可化移行予定。 ※民間参入が見込めると同時に仲尾次保育所及び仲宗根保育所の2園所の村立保育所を閉園。 ※中央保育所を認定こども園等へ吸収			※保育所(園)については、公立1園所、民間2園所の予定。				

※●…村立幼稚園、■…村立認定こども園、■…村立保育所、■…法人認可保育園、■…認可外保育施設  
※赤字…前年度より変更がある内容。

### ③ 北山学園プロジェクト：平成 27 年

◎ 目標 地域貢献・社会貢献のできる人材の育成

◎ 重点事項

- 確かな学力の向上（知） 将来の進路実現・職業選択を幅広いものにする学力保障
- 豊かな心の育成（徳） 体験活動を重視し、地域のよさを実感できる取組の充実
- 健やかな身体の育成（体） スポーツに親しみ、体力の増進と健康長寿社会の実現
- 食育の推進（食） 子どもが作る弁当の日を通して食への理解と感謝の心を育む

◎ 取組事項

**・ 保育園・幼稚園に関する取組**

- ◇ 幼保一体化施設 認定こども園の設置
- ◇ 保・幼連携事業の充実
- ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業
- ◇ 保育園と小学校の連携促進
- ◇ 公（行政）と民（法人）の連携、ノウハウの提供

・ 小学校に関する取組

- ◇ 東ティモール児童招聘事業
- ◇ プレ中学校入試（小6）
- ◇ 教育ファーム事業
- ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業
- ◇ 少年の翼事業（小6）
- ◇ 名桜大学習支援ボランティアの活用
- ◇ 未来塾の開設

・ 中学校に関する取組

- ◇ プレ高校入試（中3）
- ◇ 海外短期留学の財政支援
- ◇ 県外インターンシップ研修事業
- ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業
- ◇ 生き方支援元気アップ事業
- ◇ 未来塾の開設

・ 北山高校に関する取組

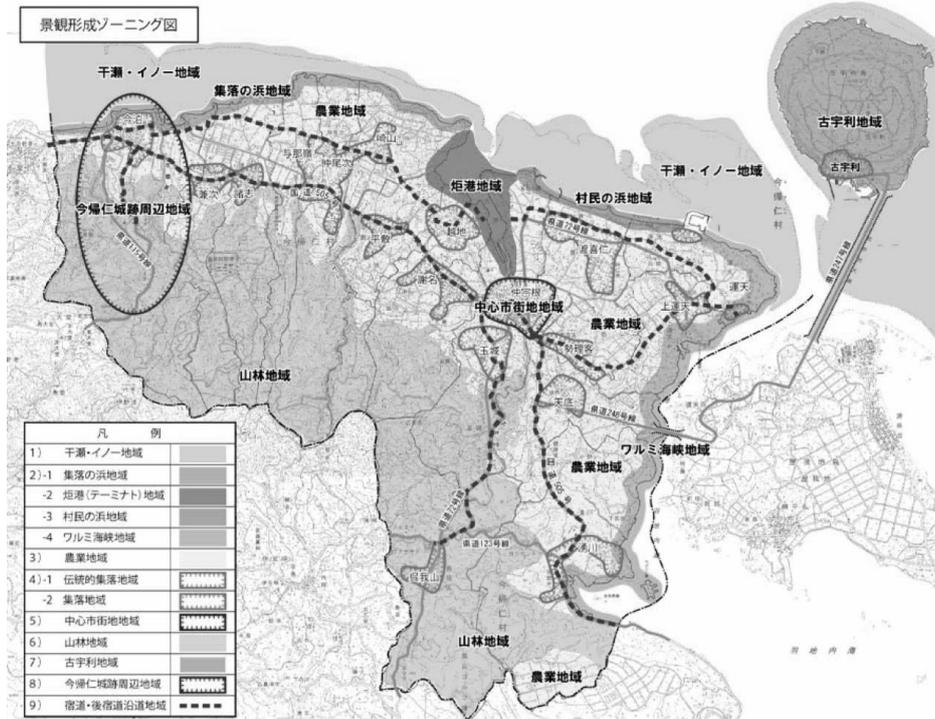
- ◇ 未来を担う人材育成塾 北山塾の開設
- ◇ ミルトン高校との海外短期留学の財政支援
- ◇ 県外インターンシップ研修事業
- ◇ キャリア教育スーパー講師派遣事業

④ 今帰仁村景観計画：平成 25 年 3 月

- ◎ 基本姿勢 今帰仁の自然と歴史と人々が織りなす景観の保全・継承・創造
- ◎ 基本方針
  - ア. 山、原、海から構成される豊かな自然景観を守り、育みます。
  - イ. 歴史を彩る北山文化を継承し、悠久の歴史を感じさせる空間の形成に努めます。
  - ウ. それぞれのムラ(字)の個性を活かし、落ち着いた集落景観を形成します。
  - エ. 「農」が織りなすゆとりとうるおいある景観を保全・修景します。
  - オ. 活力にあふれ、郷愁ただようマチ（市街地）の景観を創出します。
  - カ. 周囲の自然と調和した風格ある公共空間の景観形成に努めます。

◎ ゾーン別方針

3) 農業 地域	方針	活力に満ちた農地景観を育みます
	景観形成のための配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物や工作物は広がりのある農地景観を乱さないような規模・高さとする。</li> <li>・建築物や工作物は緑の風景になじむ色彩を基調にすることが望ましい。</li> <li>・サトウキビ、牧草地や電照菊等、本村の特徴ある農地景観を景観資源として活かす（農地の利用を促進する）。</li> <li>・緑肥やグリーンベルト、沈砂池を設けるなど赤土流出対策に努める。</li> </ul>
4)-1 伝統的集 落地域	方針	歴史・文化的集落景観を後世に引き継ぎます
	景観形成のための配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物については、アマハジや南入りの住宅配置、低く抑えた屋根伏せ等、沖縄ならではの風土と調和した空間デザインを取り入れる。</li> <li>・地域素材や伝統的な素材が、地域の個性豊かな風景を創り出してきたことを踏まえて、その活用を促進する。</li> <li>・伝統的な風景を継承することを目指す地域においては、具体策として赤瓦、琉球石灰岩、漆喰、木材などの素材の活用が考えられる。</li> <li>・旧来からの屋敷林は保全につとめ、失われた部分も補っていくことが望ましい。</li> <li>・建替え等の場合も空地が確保されるよう、敷地面積の最低限度や緑化の基準を設けることが考えられる。</li> <li>・スーヅグワーからなる集落の骨格、神アサギ、祭りや祭祀が行われる空間等を一体的に歴史的な景観要素として捉え、保全を図る。</li> <li>・既存の石垣や屋敷林の素材や高さ、樹種に関する基準を設けることを検討する。</li> <li>・各地域のシンボルとなる大木の保全を図る。</li> </ul>



◎ 景観形成基準（一般地区）－ 建築物の建築等

高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ 11 メートル以下（3 階以下）とすること。</li> <li>ii) 主要な視点場から見た場合に、背景となる山の稜線を超えないこと。</li> <li>iii) フクギの屋敷林等が周辺にある場合は、その高さを超えないこと。</li> <li>iv) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。</li> <li>v) 周辺が低層の住宅地である場合は、まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとする。</li> <li>vi) 周辺にランドマークとなるような建造物や大木がある場合は、その高さを超えないこと。</li> </ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</li> <li>ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。</li> <li>iii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</li> </ul>
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 伝統的な集落地域においては、周辺と調和する勾配屋根とする等配慮すること。</li> <li>ii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>iii) 本村の特徴的な起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。</li> <li>iv) 建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。</li> <li>v) 照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。</li> </ul>
色彩	<p>□屋根の色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 極端な高彩度、低明度を避けること。</li> </ul> <p>□外壁面の色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8 以上、彩度 2 以下）とすること。</li> <li>ii) 背景となる山の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとすること。</li> <li>ii) 本県の景観特性を特徴づける地場産材を、できる限り活用すること。</li> <li>iii) 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を、できる限り使用すること。</li> </ul>
敷地の 緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。</li> <li>ii) フクギ屋敷林等の良好で伝統的な景観が残された地域においては、周辺との調和を図るよう同様の樹木を植栽するよう努めること。</li> <li>iii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。</li> <li>iv) 沿道において、生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。</li> <li>v) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。</li> </ul>
垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 可能な限り生垣又は石垣とし、ブロック塀等の人工物を用いる場合は、1 メートル以下に高さを抑え敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。</li> <li>ii) 良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。</li> <li>iii) まちなみを無機質にする長大なブロック塀等は避けること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。</li> <li>ii) 敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること。</li> </ul>

#### (4) 認定こども園整備等に向けた前提条件の整理

##### 1) 認定こども園施設整備基準等の整理

###### ① 幼保連携型認定こども園の概要

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設となっている。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができることになっている。

###### ○就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

###### ○地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

なお、その類型として、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つに分かれている。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

なお、国においては認定こども園の普及を目指し、新制度に併せて基準等を見直している。今帰仁村において整備を予定している「幼保連携型認定こども園」の特徴等は以下の通りとなっている。

○単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設

※単一の施設として、基準や認可手続きが一本化される。

○学校教育法上の学校ではなく、「教育基本法上の学校」という扱いになる。

○指導監督については、これまで幼稚園・保育所それぞれの法体系に基づき行われていたものが一本化。

○国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ、設置主体となることができる。

○新幼保連携型認定こども園の認可は、県が行うこととなる。

○新幼保連携型認定こども園は、単一の施設であるため、設置・運営主体とも単一の法人であることが必要。

○新幼保連携型認定こども園については、「3歳未満のこども」(3号認定)と、「3歳以上の保育を必要としないこども」(1号認定)の定員枠を設けることは必須ではない。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみを設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

出典：内閣府資料「確認制度について（定員の考え方を中心に）」より

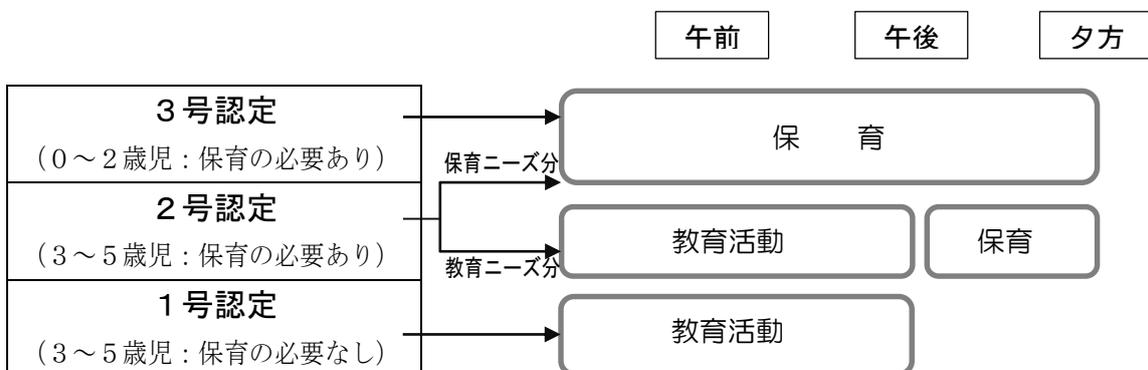
○財政措置については、「施設型給付」に一本化。

○「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有している「保育教諭」の配置が必要。

※新幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正後の認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」か「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」とみなされる経過措置が設けられている。

○教育・保育内容の基準：

- ・小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する施設として「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）【平成26年4月30日】により、教育・保育内容が定められている。



② 設備・職員配置等に関する基準

幼保連携型認定こども園の設備等、職員配置・学級編成等に関しては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」および「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例」において、概ね以下のように定められている。

【設備関係】

項目	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準	沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例						
設備の種類	<p>【必置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎及び園庭</li> <li>・園舎に備えなければならない設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>①職員室      ②乳児室又はほふく室      ③保育室</li> <li>④遊戯室      ⑤保健室      ⑥調理室</li> <li>⑦便所      ⑧飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</li> </ul> </li> </ul> <p>※特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用可            ※満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下ってはならない            ※満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行う場合、園児数が20人に満たない場合は、調理室を備えないことができる。但し、それぞれの場合で一定の調理設備が必要</p> <p>【努力義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①放送聴取設備      ②映写設備      ③水遊び場</li> <li>④園児清浄用設備      ⑤図書室      ⑥会議室</li> </ul>	国基準の通り						
園舎・園庭の位置	・園舎及び園庭は、原則同一の敷地内又は隣接する位置に設ける	国基準の通り						
面積基準	<p>・以下の①と②の合計面積</p> <p>①下表に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="488 1496 1059 1615"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②満三歳未満の園児数に応じ、設備の面積基準により算定した面積</p>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	国基準の通り
学級数	面積 (㎡)							
1学級	180							
2学級以上	320+100×(学級数-2)							
	<p>・乳児室: 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>・ほふく室: 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>・保育室又は遊戯室: 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>・乳児室: <b>3.3㎡</b>に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>・ほふく室、保育室又は遊戯室の面積は国基準の通り</p>						

<p>園庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の①、②のいずれか大きい面積と③の合計面積</li> <li>①下表に定める面積</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 309 1059 427"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>②3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</li> <li>③3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</li> </ul>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>国基準の通り</p>
学級数	面積 (㎡)							
2学級以下	330+30×(学級数-1)							
3学級以上	400+80×(学級数-3)							
<p>園舎の階数、保育室等の設置階等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎は、原則2階建以下</li> <li>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は原則1階に設ける。但し、耐火建築物等の一定の要件を満たす場合には2階以上も可。</li> </ul>	<p>国基準の通り</p>						

【職員・学級関係】

<p>項目</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準</p>	<p>沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例</p>										
<p>学級編成</p>	<p>1学級の園児数は、原則35人以下</p>	<p>国基準の通り</p>										
<p>職員配置</p>	<p>園長を置かなければならない。</p> <p>各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下表に定める員数以上</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 1111 1059 1290"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の数は、常時2人を下ってはならない</li> </ul> <p>調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園を除く)</p> <p>次に掲げる職員を置くよう努める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副園長又は教頭</li> <li>主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</li> <li>事務職員</li> </ul>	園児の区分	員数	満4歳以上	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満1歳未満	おおむね3人につき1人	<p>国基準の通り</p>
園児の区分	員数											
満4歳以上	おおむね30人につき1人											
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人											
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人											
満1歳未満	おおむね3人につき1人											
<p>職員の資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師：幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者</li> <li>主幹養護教諭及び養護教諭：養護教諭の普通免許状を有する者</li> <li>主幹栄養教諭及び栄養教諭：栄養教諭の普通免許状を有する者</li> <li>助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る)：幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けた者</li> <li>養護助教諭：養護助教諭の臨時免許状を有する者</li> </ul>	<p>国基準の通り</p>										